

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、個人向け財務省告示第 年財務省令第六十八号)第四条第十四項の規定に 向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。 平成三十一年一月十一日十二月十七日に発行した個人	
初期利率	利子	發行日	振替単位	最低額面金	発行額	用等	法律の條項及びその適	名称及び記
た期とし、支払う。ただし、算出支払	た十五年六月十五日より、算出支払	年三十一年六月十五日	年三十一年六月十五日	額の記載又は規定による金額に、最低額面金と	額の記載又は規定による金額に、最低額面金と	一十萬円で、八十三億三千四百七	額の定義、「振替法」という。この規	個人向け利付國庫債券(固定・
た金額を支払う。式に十五トセント百七十円	にセント百七十円	年三十一年六月十五日	年三十一年六月十五日	の振替法の規定による金額は、最低額面金と	の振替法の規定による金額は、最低額面金と	十四萬円で、八十三億三千四百七	の適用を受けるものとし、その規	特別会計に関する法律(平成二十
ただし、算出支払	にセント百七十円	年三十一年六月十五日	年三十一年六月十五日	の記録による振替口座簿	の記録による振替口座簿	九萬円で、八十三億三千四百七	以下「振替法」という。この規	九年法律第二十三号)第十四回
たばかり算出支払	にセント百七十円	年三十一年六月十五日	年三十一年六月十五日	のと金と	のと金と	四百七	の適用を受けるものとし、その規	年法律第七十五号。

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$$

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
平成三十一年十二月十五日額面金額百円につき百円日本銀行の本店又は支店中途換金の買取りは、平成三十一年十二月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
平成三十一年十二月十五日

(二) 領面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{7.9 \cdot 685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{7.9 \cdot 685}{100}$)

額面金額十経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

支 所 金 利 元 払

(二) 平成三十一年十一月十五日
 前面額の場合は、(初期利子に相当する額 + 経過利子に相当する額) × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する額)

の額に相当する額 = 平成三十一年六月十五日現在の額 + 経過利子に相当する額 - 経過利子に相当する額